



町からみなさんへの大切なお知らせです。



旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ

問 旧優生保護法に関する相談窓口 (Tel 521-8294)

旧優生保護法に基づく優生手術（子供ができなくなる手術）等を受けた方に対し、国から一時金が支給されます。詳しくは相談窓口へお問い合わせください。

■対象 昭和23年9月11日～平成8年9月25日の間に優生手術等を受けた方

■一時金の金額 一律320万円

■請求期限 令和11年4月23日まで

女性相談支援センターからのお知らせ

問 保健福祉課 地域福祉係 (内線1403)

「#8778 (はなそうなやみ)」

生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など困難な問題を抱える女性が、女性相談支援センターに相談アクセスしやすい環境を整備するために、女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤルが開設されました。全国どこからでも電話をすれば、電話をかけた所在地の女性相談支援センターにつながります。6月3日より運用が開始されています。

年金生活者支援給付金制度のお知らせ

問 保健福祉課 国保年金係 (内線1406)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要となり、ご案内や事務手続きは、日本年金機構が実施します。

■対象となる方

(1) 老齢基礎年金を受給している方で、以下の要件をすべて満たしている方

① 65歳以上であること

② 世帯全員が町民税非課税であること

③ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること

(2) 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

① 前年の所得額が約472万円以下であること

■請求手続きについて

(1) 新たに年金生活者支援給付金を受け取る方

受け取りの対象になる方には、日本年金機構より8月下旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のハガキ(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。

(2) 年金を受給しはじめる方 年金の請求手続きと併せて年金事務所、または市町村で請求手続きをしてください。

■問い合わせ 給付金専用ダイヤル (Tel 0570-05-4092)

特定保健指導・重症化予防保健指導実施

問 保健福祉課 国保年金係 (内線1406)

町の特定健診受診者で、健診の結果、生活習慣病のリスクが高い方へ特定保健指導及び重症化予防保健指導のご案内通知を郵送します。

生活習慣の改善や、健康づくりに関するサポートを受けることのできる貴重な機会となりますので、通知の届いた方は積極的に受けていただきますようお願いいたします。

■対象者

① 令和6年6月より実施している施設検診にて特定健診を受けた方

② 令和6年6月17日から24日まで実施した集団検診にて特定健診を受けた方

③ 令和6年4月以降に川俣町日帰り人間ドック事業(かかりつけ医療機関)及びみなし健診事業の申請をされた方

■保健指導の内容

① 特定保健指導 町保健師・管理栄養士、町で委託している在宅保健師による戸別訪問保健指導

② 重症化予防保健指導 町保健師・管理栄養士による戸別訪問保健指導又は、町で委託している福島県栄養士会による集団保健指導

■通知発送時期 8月下旬～11月上旬頃

マイナ保険証または限度額適用認定証

問 保健福祉課 国保年金係 (内線1406)

医療機関等の窓口でのお支払いが高額となる場合、支払い後に申請いただくことにより1か月(1日から月末まで)に支払う医療費の自己負担額の上限(自己負担限度額)を超えた額が払い戻されます(高額療養費制度)。

しかし、後から払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。医療機関窓口での1か月のお支払いが最初から自己負担限度額までとなる方法があります。

※保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額等は対象外です。

■申請方法

① マイナ保険証を利用する 医療機関等の窓口でマイナ保険証(健康保険利用登録を行ったマイナンバーカード)を提出し、「限度額情報の表示」に同意する方法です。

② 限度額適用認定証を利用する マイナ保険証をお持ちでない場合は、「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口へ提出していただく必要があります。認定証が必要な方は役場窓口又は郵送で申請してください。



暮らし

夏休みはＪリーグへ遊びに行こう！

問 政策推進課 政策調整係（内線 2404）

夏休み期間中に、福島ユナイテッドＦＣのホームゲームへの特別招待企画を実施します。まだ試合観戦に行ったことのない方や夏休みの特別な思い出づくりに、ご家族・ご友人等をお誘いいただき、とうほう・みんなのスタジアムへお越しください！



■対象試合

8月17日(土) vs ＦＣ琉球戦 詳細はこちらをご覧ください

8月31日(土) vs ギラヴァンツ北九州戦

※ＪリーグＩＤの登録が必要です。

※川俣町は福島ユナイテッドＦＣのホームタウンです。

児童扶養手当届の提出

問 子育て支援課 子育て支援係（内線 2302）

児童扶養手当を受給している方は、毎年8月に「現況届」を提出していただくことになっています。受給者へは、通知書を送付いたしますので、提出期限までに標記担当まで提出してください。

■受付期間 8月1日(木)～8月30日(金)

特別児童扶養手当所得状況届の提出

問 子育て支援課 子育て支援係（内線 2302）

特別児童扶養手当を受給している方は、毎年8月中旬から9月中旬までに「所得状況届」を提出していただくことになっています。受給者へは、通知書を送付いたしますので、提出期限までに標記担当まで提出してください。

■受付期間 8月13日(火)～9月11日(水)

町道台帳の整備に係る現地調査・測量

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

標記調査・測量の実施にあたり、町から委託を受けた調査員（身分証携帯）が皆様の土地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

■調査箇所 川俣町管内全域

※新規に認定した路線や改良・維持補修工事を行った路線が対象となります。

■調査期間 8月1日から令和7年3月28日まで

■調査員 町が委託する事業所の調査員

（身分証を携帯しています。）

■委託事業所 朝日航洋株式会社郡山支店

■問い合わせ 標記担当まで

町営住宅入居者募集

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

■募集期間 8月1日(木)～8月15日(木)

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分
（閉庁日を除く）

■対象住宅と戸数

①飯坂団地（飯坂字北古堂道内）3戸

②小綱木団地（小綱木字反田）3戸

③壁沢団地1号棟（字壁沢）14戸（1・3～5階）

④壁沢住宅2号棟（字壁沢）6戸（1～3階）

⑤ふもとがわ団地1号棟（大字鶴沢字笛田）10戸（2～5階）

⑥ふもとがわ団地2号棟（大字鶴沢字笛田）9戸（2～5階）

⑦賤ノ田団地（字賤ノ田）11戸（1～5階）

⑧新中町団地（字新中町、字川原田）3戸（2戸1棟建てタイプ）

※壁沢住宅2号棟については、ＵＩターン者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。

※新中町団地については、特定帰還者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。

■間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。

■入居条件

①現に住宅に困窮している方。

②税、その他の使用料等の未納がないこと。

③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。

④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。（60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください。）

⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること（収入のある方全員）です。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は214,000円以下となります。

⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。

⑦入居者が暴力団員でないこと。

■家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります（別途、共益費等がかかります）。

■駐車場 原則1戸に1台（家賃とは別に使用料あり。一部の住宅は駐車場無し）

※新中町団地については、入居者名義2台まで

■受付場所・問い合わせ 標記担当までお問い合わせください。

